

**吉野川市鴨島駅前広場等**

**指定管理者募集要項**

**令和6年8月**

**吉野川市**

## 目 次

|       |                       |    |
|-------|-----------------------|----|
| 第 1   | 募集の目的.....            | 1  |
| 第 2   | 施設の概要.....            | 1  |
| 第 3   | 業務の範囲等.....           | 2  |
| 第 4   | 管理業務に必要な経費.....       | 5  |
| 第 5   | 市への納付金及び納付率.....      | 5  |
| 第 6   | 指定の期間.....            | 6  |
| 第 7   | 応募資格.....             | 6  |
| 第 8   | 応募の方法.....            | 7  |
| 第 9   | 指定管理者候補者の選定.....      | 8  |
| 第 1 0 | 協定の締結.....            | 9  |
| 第 1 1 | 問い合わせ先及び応募書類の提出先..... | 9  |
| 第 1 2 | 添付資料.....             | 9  |
| 第 1 3 | 資料.....               | 10 |

## 第1 募集の目的

鴨島駅前広場及び鴨島駅前駐車場（以下「本施設」という。）は、商業地域の活性化と賑わいを創出することを目的として整備した施設である。

吉野川市（以下「市」という。）では、本施設の管理運営において、効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び吉野川市鴨島駅前広場等条例（令和3年条例第20号。以下「広場等条例」という。）第21条の規定に基づき、令和4年度から指定管理者制度を導入している。

本募集要項は、現指定管理者の指定期間が令和6年度末をもって満了することから、令和7年度以降の指定管理者を公募型プロポーザル方式により選定するために定めたものである。本施設の指定管理者の応募に当たっては、本募集要項に記載している条件等を十分確認のうえ応募すること。

## 第2 施設の概要

### 1 駅前広場

#### (1) 鴨島駅前広場

| 所在地             | 面積     | 構造等                                |
|-----------------|--------|------------------------------------|
| 吉野川市鴨島町鴨島481番地4 | 350.8㎡ | インターロッキングブロック舗装 カラーコンクリート舗装<br>ベンチ |

#### (2) 鴨島駅前イベント広場

| 所在地             | 面積   | 構造等                        |
|-----------------|------|----------------------------|
| 吉野川市鴨島町鴨島481番地5 | 261㎡ | インターロッキングブロック舗装 ベンチ 車止めポール |

### 2 駅前駐車場

#### (1) 鴨島駅前東自動車駐車場

| 所在地                  | 面積     | 収容台数 | 構造等                                    |
|----------------------|--------|------|----------------------------------------|
| 吉野川市鴨島町鴨島466番地2<br>他 | 421.4㎡ | 17   | アスファルト舗装 車止め<br>メッシュフェンス 目隠しフェンス       |
| 吉野川市鴨島町鴨島466番地9<br>他 | 495㎡   | 16   | 自動券売機 アスファルト舗装 車止め<br>ネットフェンス U型側溝 集水枡 |

#### (2) 鴨島駅前西自動車駐車場

| 所在地              | 面積   | 収容台数 | 構造等                                                          |
|------------------|------|------|--------------------------------------------------------------|
| 吉野川市鴨島町鴨島538番地12 | 602㎡ | 36   | 自動券売機 インターロッキング<br>ブロック舗装 アスファルト舗装 車止め<br>ネットフェンス スリット側溝 集水枡 |

※鴨島駅前西自動車駐車場の収容台数36台のうち、10台は普通自動二輪車及び原動機付自転車の収容台数。

(3) 鴨島駅前東自転車駐車場

| 所在地                    | 面積      | 収容台数 | 構造等                                                      |
|------------------------|---------|------|----------------------------------------------------------|
| 吉野川市鴨島町鴨島 4 3 3 番地 1 7 | 138.74㎡ | 6 8  | インターロッキングブロック舗装<br>コンクリート舗装 サイクルラック<br>メッシュフェンス U型側溝 集水枡 |

(4) 鴨島駅前西自転車駐車場

| 所在地                  | 面積      | 収容台数  | 構造等                                             |
|----------------------|---------|-------|-------------------------------------------------|
| 吉野川市鴨島町鴨島 4 7 8 番地 1 | 196.19㎡ | 1 0 4 | インターロッキングブロック舗装<br>コンクリート舗装 サイクルラック<br>メッシュフェンス |

### 第3 業務の範囲等

#### 1 管理の基準

指定管理者、次の基本方針等により本施設の管理業務を適切に行うものとする。

##### (1) 基本方針

指定管理者は、管理業務の遂行に当たり、利用者に対して平等かつ適切なサービスの提供を行い、快適な施設としての環境づくり及び商業地域の活性化をめざすとともに、本施設について、日常又は定期に必要な管理業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用者の安全確保に努めること。

##### (2) 基本的事項

ア 指定管理者は、本施設の管理上支障があると認められる場合（広場等条例第4条に規定する場合に限る。）は、利用を取り消し、禁止し、又は制限することができる。

イ 本施設の利用時間は、24時間、365日利用可能とする。

ウ 指定管理者は、管理業務に必要な経費（電気料金、水道料金、下水道使用料、保守点検料等）を支払わなければならない。

エ 利用料金は、広場等条例別表第1及び別表第2に定める限度額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て決定することができる。

オ 指定管理者は、施設賠償責任保険に加入しなければならない。この場合において、事由が発生した場合は、指定管理者は誠意をもって対応しなければならない。

##### (3) 個人情報保護・情報公開について

ア 指定管理者は、管理業務の範囲内で、個人情報の保護に関し、市長と同様の責務を有するものとし、市長の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

イ 指定管理者は、吉野川市情報公開条例（平成16年吉野川市条例第10号）第26条の2の規定に基づき、本施設の管理業務に関する情報の公開を行うため、情報公開に関する規定等を設けなければならない。

##### (4) 管理業務の体制に関する事項

ア 指定管理者は、本施設の管理業務に従事させる職員（以下「職員」という。）の雇用のほか、本施設の管理業務に必要な体制を確保するとともに、労働基準法を遵守し、管理業務を効率的に行うための業務形態に合った適正な人数の職員を配置しなければならない。なお、職員

のうちから管理責任者1人を置くものとする。

イ 指定管理者は、職員の名簿を市に提出しなければならない。職員の異動を生じた場合も同様とする。

ウ 指定管理者は、職員に対して管理業務の遂行に必要な研修を実施すること。特に、防災・危機管理等の利用者の安全の確保については、十分に職員を指導し、訓練を実施すること。

エ 指定管理者は、管理業務において事故（人身事故、施設等の破損事故等をいう。）が生じたときは、直ちに市に報告し、その対応方法について市と協議しなければならない。

オ 指定管理者は、管理業務において生じた職員の災害について、すべての責任をもつこととし、理由のいかんを問わず、市は何らの責任を負わないものとする。

カ 指定管理者及びその職員は、管理業務において知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

（5） 指定管理者が行う自主事業

指定管理者が自主事業（指定管理者自らの費用と責任で自主的に行う事業で、管理業務でないもの。）を実施する場合は、次に掲げる要件を遵守するとともに、あらかじめその内容を市に提案し、承認を得た上で、実施するものとする。

ア 本施設の設置目的に合致し、本施設の利用促進又は利用者のサービス向上につながること。

イ 指定管理者が事業の実施及び運営主体になっていること。

ウ 自主事業は、原則として指定管理料により実施するものではなく、指定管理者の費用負担で実施するものであること。

エ 自主事業の内容が管理業務に支障をきたすものでないと認められること。

オ 事業実施後の指定管理者による原状復帰が可能であること。

カ 第三者に損害を与えた場合の損害賠償など、事業の実施に伴う責任を指定管理者が負うものであること。

（6） 賠償責任及び各種保険への加入

ア 本施設は、市が全国市有物件災害共済及び全国町村会総合賠償補償保険に加入する。

イ 指定管理者及びその職員の故意又は過失により発生した損害について、市が第三者に対して賠償した場合、市は指定管理者へその賠償について請求するものとする。

ウ 指定管理者の責めに帰すべき理由により市が損害を受けたときは、その賠償について請求するものとする。

エ 上記のほか、管理業務を行うに当たって、利用者、第三者又は市が損害を被った場合は、市が責を負うべき場合を除き、指定管理者の責任において賠償すること。

オ 地方自治法第224条の2第11項に基づき指定の取り消しを行った場合、市に生じた損害について、指定管理者に損害賠償請求を行う。

カ 指定管理者は上記のリスク等に備えて対応できるような賠償力を確保するため、任意の賠償保険等に加入すること。

2 指定管理業務の範囲

指定管理者は、次に掲げる管理業務を行うものとする。

（1） 駅前広場

| 業務     | 業務内容                                     |
|--------|------------------------------------------|
| 維持管理業務 | 保守点検、補修、清掃等の維持管理業務                       |
|        | 植栽管理業務                                   |
| 運営業務   | 利用の許可、取消等に関する業務                          |
|        | 利用料金の徴収、免除及び還付に関する業務<br>(鴨島駅前イベント広場に限る。) |

(2) 駅前駐車場

| 業務     | 業務内容                                 |
|--------|--------------------------------------|
| 維持管理業務 | 保守点検、補修、清掃等の維持管理業務                   |
|        | 植栽管理業務                               |
| 運営業務   | 利用の許可、取消等に関する業務                      |
|        | 利用料金の徴収、免除及び還付に関する業務<br>(自動車駐車場に限る。) |

- (3) 指定管理者が自ら企画提案した商業地域の賑わい創出や環境整備を目的とした事業（以下「賑わい創出事業等」という。）の実施
- (4) その他施設の管理業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除くもの
- ア 管理業務を実施するために必要な体制の整備
  - イ 個人情報の保護に関する措置
  - ウ 防災・危機管理等の利用者の安全の確保に関する措置
  - エ 事業報告書の作成及び提出
  - オ セルフモニタリング（自己評価等）の実施
  - カ その他管理業務に関する庶務、経理等の事務

### 3 関係法令等の遵守

本施設の管理業務を行うに当たっては、次の関係法令等を遵守すること。

- (1) 地方自治法ほか行政関連法規
- (2) 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関連法規
- (3) 吉野川市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例
- (4) 吉野川市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則
- (5) 吉野川市鴨島駅前広場等条例
- (6) 吉野川市鴨島駅前広場等管理運営規則
- (7) 吉野川市個人情報保護法施行条例
- (8) 吉野川市個人情報保護法等施行規則
- (9) 吉野川市情報公開条例
- (10) 吉野川市情報公開条例施行規則
- (11) 吉野川市行政手続条例
- (12) 吉野川市行政手続条例施行規則
- (13) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- (14) その他本施設を管理運営するための業務に関連する全ての法令等

## 第4 管理業務に必要な経費

### 1 指定管理料

指定管理者は、本施設の管理業務に必要な経費は、本施設の利用料金収入によって賄うものとする。指定管理料の基準額は0円とし、指定管理料の提案はできないものとする。

### 2 施設の利用料金

(1) 本施設の利用料金は、地方自治法第244条の2第8項及び広場等条例第22条第1項第3号の規定に基づき「利用料金制」を採用し、利用者が支払う利用料金は、指定管理者の収入となるものとする。

(2) 利用料金の額は、広場等条例別表1及び別表2に定める金額の範囲内で、市の承認を得て、指定管理者が定めることとする。

(3) 指定管理者は、広場等条例第18条の規定に基づき、利用料金の減額又は免除を行うことができるものとする。

### 3 賑わい創出事業等に係る経費

賑わい創出事業等に必要な経費は、1事業年度における利用料金収入から鴨島駅前広場等の維持管理業務及び運営業務に要する経費を差し引いた額に支出率を乗じて得た額とする。その支出率は50%を、提案下限率とする。

応募に際しては、事業計画書及び収支計画書において、賑わい創出事業等を提案すること。

### 4 自主事業収入

指定管理者が市の承認を得て実施する自主事業に係る収入は、指定管理者の収入とすることができる。

### 5 自主事業に係る経費

自主事業の実施に必要な経費は、指定管理者が施設等を利用する際に支払わなければならない料金、市に支払う行政財産（目的外）使用料等も含まれる。また、自主事業を実施する場合の本施設の使用に係る利用料金については、自主事業から得られる収入及び指定管理者の負担により支払うものとし、指定管理者の利用料金収入に計上するものとする。

### 6 経理と管理口座

経理と管理口座については、次のとおり管理するものとする。

#### (1) 会計の独立

指定管理者としての会計は、指定管理者となった法人その他の団体それ自体の会計とは分離、独立させること。また、指定管理者の管理業務と自主事業についても、それぞれ独立して管理するものとする。

#### (2) 口座の独立

指定管理者の管理業務に関する経費及び収入は、指定管理者の管理業務以外の業務に係るものと区分して経理すること。

## 第5 市への納付金及び納付率

指定管理者は、市へ固定納付金を納付するものとする。

固定納付金の額は、1事業年度ごとに300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を提案下限額とする。

また、指定管理者は、1事業年度における利用料金収入が維持管理業務、運営業務及び賑わい創出事業等に要した経費と固定納付金を合算した額を上回った場合、その上回った額に納付率を乗じた得た額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を、変動納付金として市へ納付するものとする。その納付率は10%を、提案下限率とする。

応募に際しては、固定納付金、変動納付金及び変動納付率を収支計画書において作成し、提案すること。

なお、指定管理者が納付する納付金の額は、応募者が提案した収支計画書に記載された額を基本とし、市と指定管理者が締結する協定書により決定する。

## 第6 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間とする。

## 第7 応募資格

法人その他の団体（個人での申請は不可。）又は共同企業体であって、次の全ての条件を満たすものとする。

- 1 吉野川市内に主たる事務所（本店）を置いている法人等であること。

ただし、共同企業体については、すべての構成団体が市内に事務所（本店）を有すること。

- 2 法人等及びその代表者が、次の事項に該当しないこと。

会社更生法（平成14年法律第154号）に定める更生手続及び民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生手続が終了していない者

- 3 法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処されている者
- 4 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）に該当する者
- 5 市から指名停止処分を受けている者
- 6 市又はその他の地方公共団体から、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けている者
- 7 国税、都道府県税、市町村税を滞納していないこと。
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている団体（以下「暴力団」という。）の統制の下にある者
- 9 団体等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団等の構成員又は暴力団等の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- 10 地方自治法第92条の2、同法第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触しないこと。
- 11 労働基準監督署から是正勧告を受けていない者（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。）
- 12 財務状況に著しい悪化が生じており、指定期間中の管理運営が困難となるおそれがある者

※グループによる応募については、グループの名称を設定し、代表団体を定めること。

※グループの構成団体は、単独での応募や他のグループでの応募はできない。

## 第8 応募の方法

指定管理者に応募しようとする者は、次により指定申請書その他の書類（以下「応募書類」という。）を市長に提出すること。

### 1 受付期間

令和6年9月2日（月）から9月30日（月）まで  
（土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

### 2 応募書類の提出方法等

応募書類の提出方法は、吉野川市商工観光課に持参すること。

### 3 応募書類

提出する応募書類は、次のとおりとする。

- （1） 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- （2） 事業計画書（様式第2号）
- （3） 収支計画書（様式第3号）
- （4） 申立書（様式第4号）
- （5） 定款又は寄附行為の写し（最新のもの、法人以外の団体についてはこれに類するもの（団体の規約など）。）
- （6） 登記事項全部証明書（申込日前3か月以内に発行されたもの。法人以外の団体については不要。）
- （7） 直近3か年事業年度（設立3か年未満の法人等については、この限りではない。）の貸借対照表、損益計算書及び財産目録の写し（法人以外の団体にあつては市長が必要と認めるもの。）
- （8） 納税証明書
  - ア 法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）【所轄税務署で発行】
  - イ 事業所及び県民税の納税証明書（すべてに未納がないことの証明）  
本社が吉野川市内にある場合【徳島県東部県民局で発行】  
※市税の納付状況の調査については、法人が吉野川市に納付義務がある場合は、吉野川市が提案者の市税の納付状況を調査する。
- （9） グループ構成団体一覧表  
※グループによる申請の場合は提出すること。  
※代表団体及び構成団体ごとに、（4）～（8）の書類を提出すること。
- （10） その他関係書類  
※提出書類の（5）～（8）については、原本1部のみ提出すること。  
※吉野川市物品の購入等の契約に係る指名競争入札参加者資格を有する者は、提出書類（6）～（8）を省略可。

### 4 応募書類の提出部数

正本1部及び副本6部（そのうち1部は製本をしないもの）を提出すること。副本は、正本の複写で差し支えない。

### 5 応募説明会の開催

- （1） 開催日時 令和6年8月23日（金） 午後3時30分から
- （2） 開催場所 吉野川市役所 東館3階 233会議室

- (3) 申込方法 令和6年8月20日(火)までに、吉野川市商工観光課に「指定管理者応募説明会参加申込書」を提出すること。その際、法人等の名称、代表者及び参加希望者名を明示すること。

#### 6 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募書類のほかに、必要に応じて、追加資料の提出を依頼することがある。
- (2) 応募書類及び追加資料は返却しない。
- (3) 応募書類及び追加資料は、吉野川市情報公開条例に基づき公開することがある。
- (4) 受付期間の終了後における応募書類及び追加資料の再提出又は差替えは、認めない。
- (5) 応募書類及び追加資料の作成並びに提出に要する費用は、すべて応募する法人等の負担とする。
- (6) 市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じる。
- (7) 応募書類提出後、辞退する場合は市が指定する辞退届を提出すること。

#### 7 指定管理者募集スケジュール

| 日 程               | 内 容              |
|-------------------|------------------|
| 令和6年8月13日(火)      | 募集要項配布開始         |
| 8月13日(火)～8月20日(火) | 応募説明会の参加申込みの受付   |
| 8月23日(金)          | 応募説明会の開催         |
| 8月23日(金)～8月30日(金) | 募集要項に係る質問の受付     |
| 9月 2日(月)          | 募集要項に係る質問の回答     |
| 9月 2日(月)～9月30日(月) | 応募書類の受付          |
| 10月中旬～下旬          | 指定管理候補者の選定・結果の通知 |
| 12月下旬             | 指定管理者の指定（議会の議決）  |
| 令和7年1月～3月         | 協定締結協議、業務事前準備    |
| 4月1日              | 協定締結、指定管理業務開始    |

## 第9 指定管理者候補者の選定

### 1 選定委員会の設置

指定管理候補者の選定に当たっては、公正な審査を行うため、吉野川市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年条例第72号）及び同条例施行規則に基づく「吉野川市産業経済部公の施設の指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置する。

### 2 選定基準

指定管理者の候補者の選定は、吉野川市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例及び同条例施行規則に基づき、事業計画書等応募書類の内容によりプレゼンテーションを行い、評価基準に照らし、総合的に評価し実施する。

### 3 指定管理者の選定

市は、選定委員会での結果をもとに、指定管理者の候補者及び次点候補者となる団体の選定を行う。

候補者は、市との協議が整った後、議会の議決を経て指定管理者として正式に指定される。なお、候補者が指定管理者として管理運営を行うことが困難となる事情が生じた場合は、原則とし

て、市は次点候補者と協議を行い、当該次点候補者を候補者とすることができるものとする。

#### 4 選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募団体に対して速やかに郵送にて通知するとともに、市ホームページへの掲載等により公表する。

### 第10 協定の締結

議会における議決を経た後、市と指定管理者の協議により、本施設の管理運営に関して協定を締結する。なお、協定書は、全指定管理期間を通して効力を有する「基本協定書」と、年度ごとに締結する「年度協定書」を作成する。

#### 1 基本協定書

- (1) 業務範囲に関する事項
- (2) 指定管理料に関する事項
- (3) 協定期間に関する事項
- (4) 個人情報の保護に関する事項
- (5) 情報公開に関する事項
- (6) 事業報告に関する事項
- (7) 管理業務の調査に関する事項
- (8) 財産管理に関する事項
- (9) 指定の取消に関する事項
- (10) 危険負担に関する事項
- (11) 原状回復義務に関する事項
- (12) 権利譲渡の禁止に関する事項
- (13) 指定期間満了後の引継ぎに関する事項
- (14) その他市が必要と認める管理業務に関する事項

#### 2 年度協定書

- (1) 管理業務の内容に関する事項
- (2) 指定管理料の額に関する事項
- (3) その他市が必要と認める管理業務に関する事項

### 第11 問い合わせ先及び応募書類の提出先

〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

吉野川市 産業経済部 商工観光課

TEL : 0883-22-2226

FAX : 0883-22-2237

E-mail : shoukoukankou@yoshinogawa.i-tokushima.jp

### 第12 添付資料

- 1 指定管理者指定申請書
- 2 事業計画書

- 3 収支計画書
- 4 申立書
- 5 その他関係書類

### **第 13 資料**

- 1 管理区域平面図 資料 1
- 2 鴨島駅前駐車場等利用実績 資料 2



- ・自動券売機 東西駐車場に各 1 台 (合計 2 台)
- ・防犯カメラ 東西駐車場に各 2 台 (合計 4 台)

## 資料 2

## 鴨島駅前駐車場等 利用件数及び利用料金収入の実績

## 【鴨島駅前駐車場】

| 区分           |       | 令和4年度      | 令和5年度      |
|--------------|-------|------------|------------|
| 延べ利用台数（月極）   |       | 422台       | 418台       |
| 延べ利用台数（時間貸し） |       | 2,370台     | 3,377台     |
| 収入額          |       | 2,488,480円 | 3,016,360円 |
|              | 月極分   | 1,832,180円 | 1,670,080円 |
|              | 時間貸し分 | 656,300円   | 1,346,280円 |

## 【鴨島駅前イベント広場】

| 区分   |  | 令和4年度   | 令和5年度   |
|------|--|---------|---------|
| 利用件数 |  | 16件     | 12件     |
| 収入額  |  | 37,600円 | 41,000円 |